

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行期日を定める政令

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施

行期日は平成二十年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十一年十月一日とする。